

警報等発令・交通機関遮断時の対応について<判断基準>

広島県立広島商業高等学校

- 1 午前6時の時点（または自宅出発まで）で、テレビ、ラジオ、インターネット等により情報を確認し、広島市に **特別警報** または **暴風警報** が発令した場合は、【**自宅待機**】、舟入・江波地区のうち舟入（舟入南一丁目～舟入南六丁目）に **警戒レベル4** 以上が発令した場合も、【**自宅待機**】とする。
※ 登校途中で、上記の警報等が発表された場合は、次のいずれかの方法で安全を確保する。
ア 安全に十分注意して帰宅する。イ 安全な場所に避難する。ウ 安全に十分注意して登校する。
- 2 午前6時から9時までに警報等が解除された場合は、【**3限目より授業開始**】とする。
（※ 考査中は、3限目から考査を開始する。）
- 3 午前11時までに警報等が解除された場合は、【**5限目より授業開始**】とする。
（※ 考査中は、5限目から考査を開始する。）
- 4 午前11時で警報等が解除されていない場合、【**臨時休校**】とする。
（※ 休校となった場合は、後日代替措置をとる。また、考査中は、考査終了日翌日に休校日の考査を実施する。）

局地的な豪雨などによる災害の危険については、居住地域によって異なるため、警報・避難勧告の指示に従ってください。また、その有無にかかわらず、交通機関や河川、道路の状況から登校が難しく、危険だと判断した時はその旨を学校に連絡してください。

警報等が発表されていなくても、自然災害等によりJR西日本・広島電鉄・船舶・バス等の公共交通機関が遮断し、登校の手段がない場合は、【**自宅待機**】してください。午前11時までに運転が再開した場合は、上記の警報等発令時の対応の2・3と同様の時刻の授業から出席できるようにしてください。

ただし、交通遮断により登校できない生徒が多い場合は、上記の警報等発令時の対応と同様に、授業開始を遅らせる、または、臨時休校とすることがあります。



上記により、欠席した場合は、生徒手帳の「学校と家庭の連絡」により、**事後速やかに担任に提出する**。

【例】

学校と家庭の連絡				
欠席・遅刻・欠課・早退・忌引・外出・見学・異装届				
／ × // ○ キ △ □ イ				
月日	記号	連絡事項	保護者印	担任印
6 ・ 18	/	豪雨で登校時に危険だと判断したため		

令和2年7月8日より施行